



平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第 1 部 コード : 9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 1 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、平成 30 年 2 月 20 日から同年 3 月 15 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 30 年 3 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

平成 30 年 1 月 30 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)についてご承認をお願いしたものととなります。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社普通株式について、5,921,000 株を 1 株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

41,452,907 株

④効力発生前における発行済株式総数

41,452,914 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が平成 30 年 2 月 13 日に開示した「平成 29 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成 29 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数(41,755,400 株)から、当社が平成 30 年 3 月 20 日付で消却を行う予定の自己株式の数(302,486 株)を控除した株式数です。

⑤効力発生後における発行済株式総数

7 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

28 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数につきましては、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、売却によって得られた代金を、株主の皆様へ、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格と同額である3,660円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合は、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条(単元株式数)乃至第9条(単元未満株式の買増し)の全文を削除するものです。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合は、1株以上の当社普通株式を所有する者は公開買付者のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条(基準日)の全文を削除するものです。

その他、以上の変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成30年2月20日(火)
② 整理銘柄指定日	平成30年2月20日(火)(予定)
③ 売買最終日	平成30年3月15日(木)(予定)
④ 上場廃止日	平成30年3月16日(金)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成30年3月22日(木)(予定)

以上